

## ●香川県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 施行者の名称

さぬき市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき公共下水道（大川西部処理区）

### 3 事業施行期間

平成4年2月4日から令和15年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

香川県さぬき市志度字寺町の一部を変更する。

#### (2) 使用の部分

香川県さぬき市志度字寺町、造田是弘字東下所、造田野間田字造田及び字東内間並びに造田乙井字川南の一部を変更する。